

給付割合の増額

災害で著しい損害があると認められたときは、介護保険サービス利用時の1割自己負担金が減額、または免除になることがあります。

☎ 高齢福祉課介護管理係(☎内線2463)

茨城県共同募金会による災害見舞金

交付額/住家の全壊……………2万円
 住家の半壊……………1万円
 住家の一部破損…5000円

※10月に発生した台風18号による被害のみが対象になります。

☎ 社会福祉協議会(☎821-5995)

住宅等災害復旧資金利子補給金交付

被災者が住宅を改築・改修するためのローンの利子補給を実施します。

対象者/次のいずれにも該当する世帯主

●市内に住民登録し、かつ市内に居住し、住宅のり災証明書の交付を受けられる方

●被災者、またはその世帯員が金融機関から住宅等災害復旧にかかる資金を借り入れている方

借入額/500万円を上限

利子補給額…年利3%に相当する額(限度額)

※原則として年2回

補給期間/最大7年間

指定金融機関/市の指定金融機関、収納代理金融機関および独立行政法人住宅金融支援機構(14社)

☎ 建築指導課審査係(☎内線2488)

住宅復興資金

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資の制度の内容をご案内します。

※融資の申し込みは、住宅金融支援機構(☎0120-086-353)になります。

☎ 建築指導課審査係(☎内線2488)

認定更新申請期限に関する措置

災害で要介護(要支援)認定の有効期間満了日まで、更新申請の手続きが出来なかったときは、被災後1か月以内であれば、申し出により更新申請として取り扱うことができます。

☎ 高齢福祉課高齢相談係(☎内線2477)

中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するため、施設の復旧に必要な資金や事業費の融資が円滑に行われるように貸し付けの簡易迅速化、条件緩和などの措置を県に要望します。また、中小企業に対する金融制度の案内を行います。

融資相談



☎ 商工観光課商工労政係(☎内線7603)

保育料の減免など

災害で保育料負担者が保育料の全部、または一部を負担することができないと認められるときは、保育料の全部、または一部を減免します。

☎ 県南県民センター(☎822-7217)

こども福祉課保育係(☎内線2418)

災害公営住宅の建設などの実施

大規模な災害が発生し、住宅が被害を受けたときは、災害公営住宅を整備し、低所得り災世帯が入居できるようにします。

☎ 住宅営繕課(☎内線2420)

離職者への措置

災害で離職を余儀なくされた方の再就職を促進するため、ハローワーク土浦が行う離職者への求人・求職の情報提供や、臨時窓口の設置など、早期の再就職へのあっせんに向けて協力するために、広報や案内を行います。



☎ 商工観光課商工労政係(☎内線7603)

給付差し止め等に関する措置

災害で著しい損害があると認められたときは、介護給付費が減額(保険給付率が90%を70%に減額)されている方の減額措置が解除になることもあります。

☎ 高齢福祉課介護管理係(☎内線2462)

災害時における復旧支援制度

市では、土浦市地域防災計画に基づき、被災者の方に復旧支援制度を設けています。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

市税の減免

●市民税

対象者／災害で当該年に所得がなくなり、生活が著しく困難となった方、またはこれに準ずると認められる方

☎ 課税課市民税係 (☎826-1111 内線2231)

●固定資産税

対象者／納税義務者の所有する固定資産が、災害で20%以上の損害を受けた方

●都市計画税

災害を受けた方の固定資産税に準じ、減免になります。

※被災した日以降に納期が来る分に対する減免となります。また、既に納付された分については減免の対象になりません。

☎ 課税課家屋係 (☎内線2260)

下水道事業受益者負担金の猶予

災害で負担金を納付することが困難と認められたときは、徴収を猶予することができます。

☎ 下水道課管理係 (☎内線2250)

土浦市災害見舞金

交付額／住家の全焼または全壊…5万円

住家の半焼または半壊…3万円

住家の床上浸水……………1万円

☎ 社会福祉課 (☎内線2430)

日本赤十字社土浦市地区災害見舞金

交付額／住家の全焼

または全壊

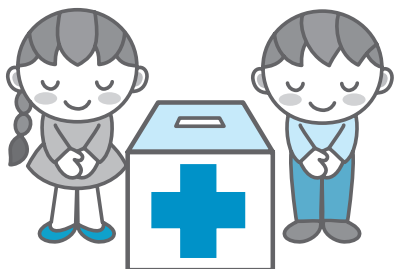
…2万円

住家の半焼

または半壊

…1万円

☎ 社会福祉課 (☎内線2430)



母子寡婦福祉資金について

対象者／母子家庭の母、寡婦

内容／災害で復旧に必要な住宅の建設、または購入・補修・保全・改築・増築への貸し付け

貸付金額／200万円以内

貸付利率／保証人あり…無
利子、保証人なし…年
1.5%

償還期間／最大7年間

☎ 県南県民センター (☎822-7217)

こども福祉課保育係 (☎内線2418)



土浦市社会福祉協議会災害見舞金

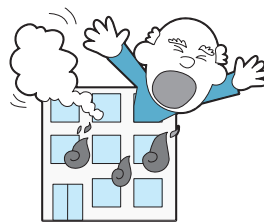
交付額／住家の全焼または全壊…2万円

住家の半焼または半壊…1万円

住家の床上浸水……………5000円

☎ 社会福祉協議会 (☎821-5995)

介護保険料徴収の猶予・減免の措置



災害で著しい損害があると認められたときは、最大6か月以内に限り徴収を猶予、または一定期間減免を受けることができます。

☎ 高齢福祉課介護管理係 (☎内線2462)

茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度

対象者／低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯

貸付限度額／150万円以内

返済期間／7年以内

☎ 社会福祉協議会 (☎821-5995)

り災証明書の交付

損害保険や確定申告などで必要な台風や暴風、豪雨などの災害により被害を受けたことを証明する、り災証明書を交付します。

☎ 課税課 (☎内線2260)、消防本部 (☎821-0119)